

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に賃貸ビル業を営むA市所在のB会社（以下「会社」という。）に入社し、会社所有のビルの管理業務を行っていた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社が管理するマンションの入居者が亡くなっている現場に、同入居者の母親と共に立ち会ったことにより体調不良となり、同年〇月〇日にC病院に受診し「めまい症」と診断され、同年〇月〇日には、Dクリニックに受診したところ「PTSD、うつ状態」と診断された。

請求人は、「PTSD」を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日に監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人が発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によれば、「請求人に出現した状態をICD-10診断ガイドラインに照らし評価すると『重度ストレス反応 [重度ストレスへの反応] 及び適応障害 (F 4 3) (以下「本件疾病」という。)] を発病したものと判断するのが妥当である。発病時期は本人の申述及びE医師の意見から、請求人の症状が顕在化した平成〇年〇月上旬頃とするのが妥当である。」と判断しており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等から専門部会の意見を妥当なものとして判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨は、決定書別紙に記載するところを引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

#### ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、平成〇年〇月〇日に発生したFが亡くなっている現場に、Fの母とともに立ち会っており、これは認定基準別表1の「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」に該当すると判断することが可能であり、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この点、請求人は、要旨、この出来事は、予見できるものではなく、この世でもっとも悲惨な体験、目撃をすることになり、心理的負荷も強いと判断されるべきであると主張するので、検討すると以下のとおりである。

請求人は「平成〇年〇月〇日より前に会社で働いていたときに、2回から3回程度、今回と同様な連絡があり、入居者の部屋に警察の人と一緒に入ったことがある。だが、たいがい、家賃滞納者の夜逃げだった。その時、警察の人は家主の立場である私に一番に部屋に入ってくれと言うので、いつも心臓がドキドキしていた。」と述べており、今回と同様の連絡対応を複数回経験しており、管理人業務を行う者として不測の事態も想定していたものと認められる。事実、請求人は「私は、シャワーの音が聞こえたとき、『3日も経っているし、もしかしたらもう亡くなっているかもしれない』と思い、心臓がドキドキした。」と述べており、Fが死亡している可能性を現認する前に事態の発生を意識している。Gは「当日、請求人から連絡を受けた内容は、『入居者の人が風呂場で倒れて亡くなっていた』ということだった。当日、帰社した後も取り乱していた様子はなく、たんとんと話していた。」と述べており、Hも「このような部屋の様子を話す請求人は、取り乱したところもなく、平然と話していた。」と述べていることからみても、請求人が事故の状況を冷静に受け止めていることがうかがえる。請求人は、救急隊への連絡や警察の現場検証の立ち会いなど必要な対応を的確に遂行しており、事故当日の請求人のノート、業務日誌にも事故の対応が的確に記載されおり、さらに、翌日からの同ノート及び業務日誌をみても、何らの乱れもなく極めて冷静に業務に従事していたことが認められるところである。専門部会も意見書において、「請求人が遭遇した出来事は破局的な性質をもった出来事あるいは状況とは考えられず、また、PTSDで生じる症状も認められない。」と判断しており、当審査会としては、請求人に出現した状態をPTSDと認めることはできない。

以上のことから、請求人が入居者の死亡現場を現認したことは、心理的負荷が極度のものには該当せず、入居者が死亡していた状況から、請求人自らの死を予感させる事故等を体験したわけではなく、請求人が巻き込まれる可能性もなく、請求人がFを救助することができたかもしれない状況を伴う事故を目撃したわけでもないことから、請求人の心理的負荷の強度は「中」と判断する。

(イ) 請求人は、要旨、平成〇年〇月〇日に復職した以降、Gの請求人に対する態度が、よそよそしく冷たいものになり、請求人のことを無視したり、厳しい言葉を言うようになり、パワハラを受けたと主張する。

この点、Gは、「『I君、毎日、何してるの!』という厳しい言葉を言った覚えはない。これは請求人の勘違いだと思う。」と述べており、Hも「私は、請求人が現社長のGから『Iさん、何してんの』と厳しく叱責された様子を見たことがない。ご覧のとおり事務所は狭いので、そんなことがあったらすぐわかると思う。また、請求人とGとの間に大きなトラブルが生じていたという感じは全くなかった。」と述べており、関係者の申述から請求人が主張するようなパワハラといえるがごとき言動があった事実を確認することはできない。また、請求人は、他にもGのパワハラを受けて辞めた者がいると主張するが、パワハラを証明する客観的な証拠は認められず、当審査会としては、請求人の主張するパワハラを出来事として評価することはできない。

ウ 総合評価における共通の検討事項である仕事の裁量性の欠如、職場環境の悪化、職場の支援・協力等の欠如の状況については、特段評価するものは認められない。

請求人は、要旨、職場環境の悪化はひどいものであり、職場の支援・協力等の欠如があったと主張するが、請求人作成のノート及び業務日誌を当審査会において精査するも、業務は円滑に遂行されており、職場環境が悪化して業務遂行に支障が生じるような事態は見受けられない。また、Fが亡くなった日においては、同僚のHが当日の午前中に現場に赴いており、職場の支援・協力等が欠如していたとまではいえない。

したがって、決定書第2の2の(1)のエの(サ)の事実認定のとおり、出来事の前から続く恒常的な長時間労働も認められず、業務による心理的負

荷の全体的な評価は「中」と判断する。

- (4) 業務以外の出来事及び個体側要因については、決定書第2の2の(2)のウを引用する。
  - (5) したがって、請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務における心理的負荷の強度を「強」と認めることはできない。
  - (6) なお、請求人は、平成〇年〇月〇日に意見書を提出し、会社に安全配慮義務違反があったことを繰り返すとともに、入居者の死亡現場に立ち会って以降、同事実が頭から離れなかった等を主張するが、当審査会としては、同意見書も含めて慎重に検討したが、新たな証拠又は新事実があると認められるものではなく、上記判断を左右するものではない。
- 3 以上のおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認めることができず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。